

はぐみの森保育園保護者会会則

第 1 章 総 則

第1条 (総則)

本会は、社会福祉法人村の木清福会はぐみの森保育園保護者会(以下、保護者会 という)と称する

第2条 (目的)

保護者会の目的は、はぐみの森保育園児の育成及び活動の活性化を図り、会員の親睦をはかるものとする

第 2 章 会 員

第3条 (会員)

保護者会の会員は、はぐみの森保育園在園の保護者をもって構成する

第4条 (入会義務)

はぐみの森保育園在園児の保護者は、自動的に保護者会に入会しなければならない

第5条 (会費)

保護者会の会員は、所定の会費を納入するものとする。なお、金額については前期・後期の2回と定める。

前期 4月～9月在園 2,000円

後期 10月～3月在園 2,000円

※前期及び後期の途中に入園した場合は、その期間の保護者会費は全額納入とする

第 3 章 事 業

第6条 (事業内容)

保護者会は、第2条の目的を達成するために、次の事業を行う

- ① 保育園の園目標に従い、健全な精神育成のための援助
- ② 保育園が行う行事等に対する援助

- ③ 園児の情緒発達の為の援助
- ④ その他第2条に定める目標達成のために必要な事業

第 4 章 役 員

第7条 (役員)

保護者会は次の役員を置く

- ① 会長 1名
- ② 副会長 1名
- ③ 会計 1名
- ④ 一般役員 若干名

第8条 (役員の任務)

- ① 前条の役員は、前役員と園職員の決議で選出する
- ② 会長は、保護者会を代表し、その業務を総理する
- ③ 副会長は、会長を補佐し、会長に支障ある時はその業務を代行する
- ④ 会計は、保護者会の会計を掌理する
- ⑤ 一般役員は第6条に定める事業を遂行する為に会長、副会長と協力して励行する

第9条 (役員の任期)

保護者会役員の任期は1年間とし、毎年4月1日より翌年3月31日を以って終わる

第 5 章 慶弔 金

第10条 (慶事)

はぐみの森保育園職員に慶事があったときには、祝電等で慶意を表す

第11条 (弔事)

- ① 会員、園児及び、先生に不幸があった時には、弔電等で弔意を表す
- ② 会員、園児及び、先生が死亡の時には、香典3,000円を送る
- ③ 園児が病気等で一か月以上にわたる入院の時には、見舞金3,000円を送る。

第12条 (災害)

会員が火災、風水害等で住居等に甚大な損害(自己、家族等の過失によらない)を受けた時は、役員で協議した上で見舞金もしくは見舞品を送る。

第 13 条 (お礼)

第 10 条、第 11 条、第 12 条に適応した会員は一切お返しはしないものとする

第 6 章 会 計

第 14 条 (事業年度)

保護者会の事業年度は、毎年 4 月 1 日から翌年の 3 月 31 日までとする

第 15 条 (事業費)

保護者会の経費は、会費を充て、予算を立てた上で下記のものに使う

- ① ひなまつり、子どもの日、クリスマスその他行事のプレゼント
- ② 進級、卒園祝い品
- ③ 人形劇等子どもの情緒を育てる事業
- ④ 可児市会長会会費
- ⑤ 役員会議中の一時預かり料(はぐみの森保育園に限る)の 2 分の 1
- ⑥ 役員会で承認が得られた事項
- ⑦ 役員の活動費 (会費合計の 2%以内)

第 7 章 ユニホーム

第 16 条 (ユニホーム)

園行事等の援助の際には、予め決められた園マーク入り T シャツを着用する。T シャツは保護者会の所有とし、役員に貸与する。任期満了時に次年度役員に返却する

附 則

この会則は、平成 30 年 4 月 1 日から実施する